

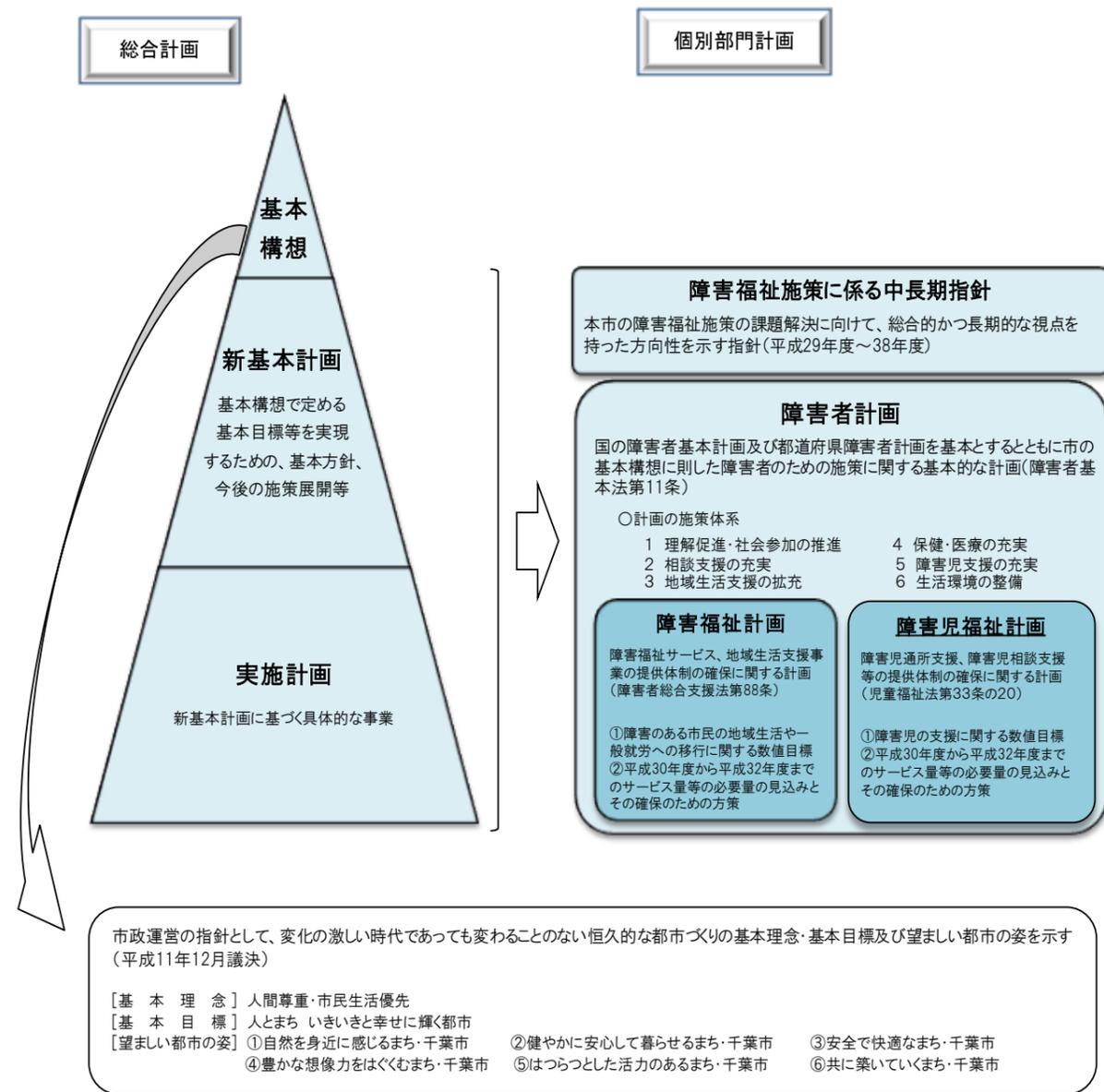
第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定について

1 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものである。

また、この計画は、「新基本計画」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画である。

市の総合計画と個別部門計画（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）との関係について



2 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
国の動き	第2次障害者基本計画(H15～24年度)	第3次障害者基本計画				第4次障害者基本計画(H30～34年度)			
市の障害者関連計画等							千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針(H29～38年度)		
市の動き	第2次障害者計画		第3次障害者計画		第4次障害者計画				
	第3期障害福祉計画		第4期障害福祉計画		第5期障害福祉計画			第1期障害児福祉計画	
	新基本計画(H24～34年度)								
	第1次実施計画		第2次実施計画		第3次実施計画				

3 計画策定の基本的な考え方

計画策定に当たっては、次の4つの考え方を基本に策定する。

- 中長期指針の基本目標を踏まえた第1段階の実施計画として策定**
第4次となる今回の計画では、平成29年4月に策定した「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」で示された方向性を踏まえ、その第一段階の実施計画として、より支援が必要な障害者への施策に重点的に取り組むこととともに、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象に、本市の障害者施策の推進の方向及び具体的方策を示す。
また、障害者理解の促進にあたっては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、同大会後もレガシーとして、障害の有無に関わらず、誰もが社会に出て活躍できる社会づくりに資する施策を盛り込む。
- 障害者計画、障害福祉計画に加え、障害児福祉計画も一体的に策定**
本市においては、第3次計画から「障害者計画」及び「障害福祉計画」を一体的に策定しているが、第4次計画には「障害児福祉計画」も加え、一体的に策定する。
- 国の基本計画、基本指針、法令等の制度改正を反映**
障害者計画については、国が平成29年度中に策定する「障害者基本計画(第4次)」の方向性等に対応するとともに、障害福祉計画・障害児福祉計画については、国が示した基本的な指針を踏まえ、障害者を取り巻く法令等の制度改正についても対応し、計画に反映させる。
- 現計画の達成状況、実態調査結果を反映**
現行の第3次障害者計画や第4期障害福祉計画の達成状況や、平成28年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、計画に反映させる。

